

令和5年度 デジタル技術を活用したパラスポーツ（eパラスポーツ）事業  
募集要項

1 事業目的

障害のある方の中には、「体を動かしたい」という意欲があっても、障害の程度や環境等の様々な要因により、思うように運動ができない方がいらっしゃいます。本事業では、障害のある方が操作できるように加工、開発されたコントローラー（以下「eパラスポーツ機器」という。）を施設に貸出し、その人に合わせた環境でスポーツを楽しめる機会を提供いたします。

本事業の目的をご理解いただき、eパラスポーツ事業の参加を希望する障害者福祉施設等を募集します。

2 実施内容

(1) eパラスポーツ機器を無料で3ヵ月程度貸出いたします。レクリエーションの時間など、施設のスケジュールに合わせてご活用ください。

※貸出するeパラスポーツ機器については、別添「貸出機器一覧」のとおりです。

(2) eパラスポーツ機器を貸出した施設同士や会場に来られた方とのオンライン交流会を実施いたします。

3 実施期間

(1) 前期

eパラスポーツ機器貸出期間：9月～11月（3ヵ月程度）

交流会：11月頃（平日での開催を予定）

(2) 後期

eパラスポーツ機器貸出期間：12月～2月（3ヵ月程度）

交流会：2月頃（平日での開催を予定）

※eパラスポーツ機器貸出期間の詳細な日程については、参加施設決定後、個別に調整いたします。

※eパラスポーツ機器貸出前に作業療法士と共にご訪問の上、施設利用者様に合ったeパラスポーツ機器を選定いたします。

4 対象施設

対象となる施設は下記のとおりです。

- ・療養介護施設
- ・生活介護施設

- ・施設入所支援施設
- ・就労継続支援施設（B型）

## 5 募集施設数

前期：5施設、後期：5施設の計10施設です。

## 6 募集期間

令和5年7月5日（水）から8月1日（火）まで（必着）

## 7 申込方法

申込書にご記入のうえ、原則メール（info@e-parasports.tokyo）にてお申込みください。メールでの提出が難しい場合は、募集要項「11 連絡先」に記載のあるFAXまたは郵送先に申込書を提出してください。なお、お送りいただいたデータは事業終了後に事務局が責任をもって破棄いたします。事業内容や申込手続きについてご不明な点がございましたら事務局までご連絡ください。ご質問は随時、電話やメールで受け付けております。

## 8 参加施設の決定方法

10施設を上回る申込があった場合は、申込書の記載内容や施設が所在する地域における障害者のスポーツ環境等を総合的に判断し決定します。

※決定の経緯や内容に関するお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

## 9 選定結果の通知

申込のあった施設に対し、令和5年8月10日（木）までに選定結果を通知します。

## 10 事業実施における留意事項

- ・eパラスポーツ機器の貸出を希望する施設は、交流会へのオンライン参加が条件となります。
- ・本事業では、「UD-eSports」を使用しての実施になります。他のPCソフトなどは対象外となり、貸出機器の目的外使用はご遠慮ください。
- ・貸し出しましたeパラスポーツ機器等は、期間終了後に事務局が回収します。
- ・事業の効果を図るため、eパラスポーツ機器貸出期間の初回実施時、中間実施時、最終実施時の計3回、利用者や施設スタッフへのアンケートにご協力をお願いします。
- ・本事業の対象として決定した施設をホームページや報道発表等により写真等で公表する場合があります。公表内容については個別にご相談いたします。

## 11 連絡先

**【申込・問合せ先】**

e パラスポーツ事業サポート事務局（株式会社大手広告通信社内）

E-mail：info@e-parasports.tokyo

TEL：03-5291-1005（平日 10：00～18：00 土日祝を除く）

FAX：03-5291-1002

郵送先：〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-38 いちご九段ビル 5 階

担当：山崎・中崎

**【主催】**

東京都生活文化スポーツ局

スポーツ総合推進部 パラスポーツ課 事業調整担当 03-5320-7845